

# 石川県公報

平成30年10月2日(火曜日)

号 外

(第76号)

## 目 次

条 例	
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1
○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	3
○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町支援課)	5

## 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条中「前条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 前条の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表

の第二欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第一の二の項中「事務」を「事務(別表第三において「特別支援教育就学奨励費支弁事務」という。)」に改め、同表に次のように加える。

二 知事又は教育委員会	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。)に在学する生徒又は学生の就学に要する費用に対する支援金の支給のうち同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給以外のものに関する事務(次表及び別表第三において「高等学校等就学支援事務」という。)であつて規則で定めるもの
-------------	---

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

機関	事務	特定個人情報
一 知事	小児慢性特定疾病児童等の健全育成のために行う医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
一 知事	高等学校等就学支援事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第四条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 教育委員会	特別支援教育就学奨励費支弁事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
一 教育委員会	高等学校等就学支援事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。

十五 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。）に在学する生徒又は学生の就学に要する費用に対する支援金の支給のうち同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給以外のものに関する事務（次表において「高等学校等就学支援事務」という。）であつて規則で定めるもの  
別表第二中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 教育委員会	高等学校等就学支援事務であつて規則で定めるもの
---------	-------------------------

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 三 十 二 号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十七年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に、「法第五条第四項第五号」を「法第五条第四項第五号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「及び第三条」を削る。

第二条の見出しを「(課税免除の範囲)」に改め、同条中「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「限る。次条において」を「限る。以下」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次条において「特定業務施設整備計画」という。）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「(同項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を削り、「法第十七条の二第六項」を「同条第六項」に、「について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以上に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号。以下「条例」という。）第五十八条又は第六十三条の三の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする」を「(次条において「特別償却設備設置者」とい

う。) (法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。) について、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める税額を免除する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 事業税 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税額

二 不動産取得税 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税額

第三条の見出しを「(不均一課税の範囲)」に改め、同条中「公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該」を「特別償却設備設置者(法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、」に、「条例」を「石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)」に改める。

第四条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条中「による税率」を削り、「知事に」の下に「課税免除又は」を加える。

第五条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条中「第二条」の下に「の規定による課税の免除」を加え、「によつて」を「による」に改め、「に係る」の下に「課税の免除又は」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)

第二条各号列記以外の部分及び第三条の規定は平成三十年四月一日から適用し、新条例第一条、第二条各号、第四条及び第五条の規定は同年六月一日から適用する。

3 平成三十年四月一日から同年五月三十一日までの間における新条例第二条各号列記以外の部分及び第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条 各号列 記以外 の部分	地方活力向上地域等特定 業務施設整備事業	地方活力向上地域特定業務施設整備事業
	地方活力向上地域等特定 業務施設整備計画	地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次条において「特定業務施設整備計画」という。）
	認定事業者	認定事業者（同項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）
	同条第六項	法第十七条の二第六項
	（次条において「特別償却設備設置者」という。） （法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める税額を免除する	について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号。以下「条例」という。）第五十八条又は第六十三条の三の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする
第二条	特別償却設備設置者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、	公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該
	石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）	条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第三十三号**

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する

る条例(平成六年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第九条」を「第六条、第九条」に、「これらの規定」を「第六条中「法第四百二十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三百二十二条の五第一項の表法第四百二十二条第一項第四号のどの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、第九条及び前条」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石川県議会議員及び石川県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。